

指導者養成に関する規約の変更及び新規講座について



平成 21 年 5 月 30 日 (土)

N P O 法人 川に学ぶ体験活動協議会

川に学ぶ体験活動 トレーナー認定および登録に関する規定

(総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会(以下RACという)の定款第5条(3)の定めるところにより、RACトレーナー認定および登録に関する事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) 指導者養成団体とはRACが認定した、指導者養成事業の実施団体とする。
- (2) 指導者養成事業とはRACが認定した、指導者登録を行うことが可能な事業とする。
- (3) RACトレーナーの認定とはRACが開催するトレーナー研修会に参加し認定されることをいう。
- (4) RACトレーナーの登録とは認定が終了したもので登録の申請ならびに登録料の納付等一定の手続きを経てRACが作成するRAC指導者名簿に登録されることをいう。
- (5) RACトレーナーの登録更新とは一定の手続きを経て、登録有効期間を延長することをいう。

(名称)

第3条 RACが認定する指導者養成事業を実施する能力(企画、コーディネート、運営、進行)と心構えを有するもので、理事会で認定され一定の手続きを経て登録が終了したものをRACトレーナーと称する。

(業務)

第4条 RACトレーナーは、以下の指導者養成事業を実施することができる。

- (1) RACリーダー(以下「リーダー」という)
- (2) RACインストラクター1種・2種(以下「インストラクター」という)
- (3) RACコーディネーター(以下「コーディネーター」という)

(認定)

第5条 次の各項に該当するものをトレーナーとして認定することができる。

- (1) RACトレーナー研修会に参加し試験に合格し、かつ理事会において承認されたもの。
- (2) RACトレーナー研修会の受講要件は別に定める。

(登録)

第6条 トレーナーとして認定されたものは、以下の手続きをおこなうことにより登録される。

- (1) RACの付与する登録申請書と活動履歴書の提出
- (2) RACへの登録手数料の納付

(登録の有効期間)

第7条 RACトレーナーの登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

2. RACトレーナーは9条に定める規定により登録を更新することができる。更新した資格の有効期間は3年間とする。

(登録の終了)

第 8 条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のコーディネーター登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、または R A C の目的に反する行為をしたとき。

(更新の要件)

第 9 条 次の条件を満たしたものは、R A C の用意する申請書と活動歴および更新手数料を登録有効期限の 1 ヶ月前までに、R A C に提出することにより更新することができる。

- (1) 原則として 3 年に 1 回以上リーダー・インストラクター養成事業の企画運営に関わること。
- (2) 更新講習会に参加し修了したものまたは更新講習会の講師を務めたもの。

(登録料)

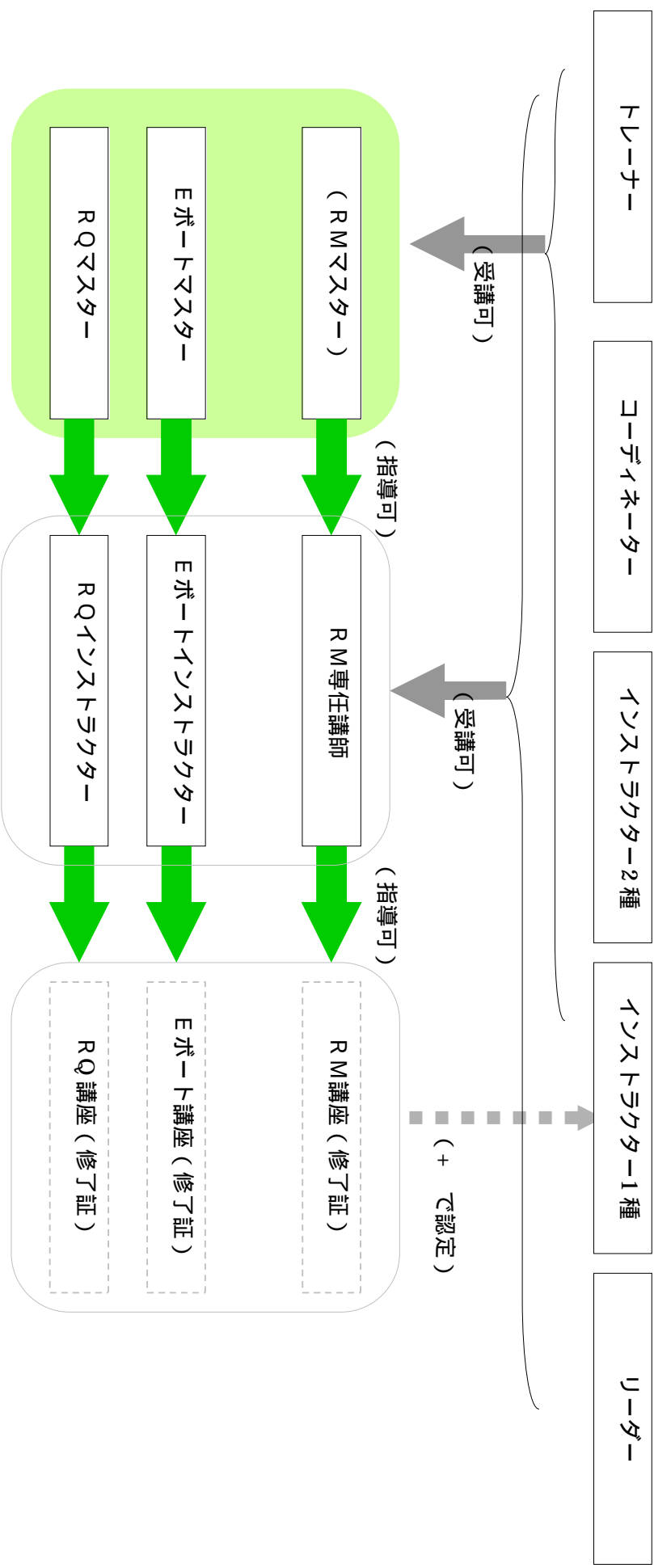
第 10 条 登録料および更新料は一人あたり ¥ 9 , 0 0 0 (3 年間) とし、本人が R A C に納入するものとする。

第 11 条 本規定の改正は、RAC 理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は、平成 16 年 4 月 1 日より施行された。
- 2 本規定は協議会の法人化に伴い、平成 18 年 9 月 15 日に改定された。
- 3 本規定は平成 21 年 5 月 30 日に改定された。

RAC指導者養成制度 付加資格関係図



RAC水辺のリスクマネジメント講座に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会(以下当法人)の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺のリスクマネジメント講座」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RAC水辺のリスクマネジメント講座」(以下リスクマネジメント講座)とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のリスクマネジメント講座」のカリキュラム(3時間程度)に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 リスクマネジメント講座を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 リスクマネジメント講座の開催には、RACの認定する専任講師が主任講師を行うこととする。

(修了カード等発行に関する手続き)

第5条 リスクマネジメント講座を開催する指導者養成団体は、受講者人数の連絡及び修了カード発行手数料を事前に当法人に送付することで、各専任講師の責任において、修了カード、修了グッズ及び関連資料を講座終了時に各受講者へ配布することができる。その場合講座開催の10日前(土日祝祭日を除く)までに、手数料納付を完了するものとする。

(修了カード等発行手数料)

第6条 修了カード等は実費程度の必要経費で発行する。修了カード等の発送は当該手数料の納付の確認後、発送する。

(規定の改正)

第7条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

1本規定は平成20年9月1日より施行される

RAC 水辺のリスクマネジメント講座専任講師認定および登録に関する規定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会(以下RACという)定款第5条(3)の定めるところにより、RAC水辺のリスクマネジメント講座(以下リスクマネジメント講座)専任講師の認定および登録に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1)指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (2)指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (3)指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を延長すること。

(リスクマネジメント専任講師の名称について)

第3条 RACの認定する「水辺のリスクマネジメント講座」において講師をする能力と心構えを有するものをリスクマネジメント専任講師(以下 専任講師)と称する。

第2章 専任講師の認定要件

(専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するもの専任講師として認定することができる。

- (1)リスクマネジメント講座専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2)リスクマネジメント講座専任講師養成会の受講要件は別に定める。

(専任講師の認定証発行)

第5条 専任講師の認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- (1)リスクマネジメント講座専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2)専任講師の認定証発行手数料は、一人につき1,000円/枚とする。
- (3)一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

第3章 専任講師の登録および更新

(専任講師の登録および更新手続き)

第6条 専任講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以上RACの安全に関する講座に関わること、または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラムの運営に関わることを条件とする。

3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、専任講師の登録も同時に抹消する。

(登録の有効期間)

第6条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第7条 登録は次の場合、終了するものとする。

(1)所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。

(2)指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。

(3)本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。

(4)登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。

(5)この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第8条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

1 本規定は平成20年9月1日より施行される。

RAC水辺のリスクマネジメント講座専任講師養成講座受講要件に関する細則

第1条（総則）

この細則は、RAC水辺のリスクマネジメント講座講師認定および登録に関する規定第4条に定めるリスクマネジメント講座講師養成講座の受講要件に関する事項を定める。

第2条（リスクマネジメント講座講師養成講座受講の必要条件）

RACリスクマネジメント講座講師養成講座受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1）満20歳以上であること。
- 2）RACインストラクター1種以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を10日以上有し、且つRAC所定の活動記録を提出できること（RACインストラクター1種以上の登録者は不要）。
- 3）受講に必要な費用を事前に納付していること。

第3条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本細則は平成20年9月1日より施行される。